

所 国 協 第 6 号
平成 2 8 年 1 0 月 1 3 日

所沢市長 藤 本 正 人 様

所沢市国民健康保険運営協議会
会 長 大 舘 靖 治

所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について（答申）

平成 2 8 年 8 月 1 7 日付け所国第 1 5 9 号で諮問された「所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について」は、各種資料等を参考に慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論に達したので、ここに答申する。

記

平成 2 9 年度国民健康保険税の医療給付費分賦課限度額を 5 1 万円から 5 4 万円に、後期高齢者支援金等分賦課限度額を 1 6 万円から 1 9 万円に、介護納付金分賦課限度額を 1 4 万円から 1 6 万円にそれぞれ引き上げる。

上記については、平成 2 9 年度から実施するものとする。

付帯意見

今回の議論において、下記の意見があったことを付記する。

- ・ 国民健康保険税の収納率については、プロジェクトチームによる取組などにより一定の成果を上げていますが、負担の公平と収納の確保を図るためには、より一層の収納率向上に努めていただきたい。
- ・ 今後も引き続き、医療費抑制のため、ジェネリック医薬品の利用促進や特定健康診査などの受診率向上に努めていただきたい。